

介護職員初任者研修 学則

1. 研修の目的

介護業務に携わる人材は、本町においても不足の状況にあり、益々増加している高齢者、また障がい者の方々等が、住み慣れた地域でこれからも安心して暮らして行けるよう、福祉人材の育成を図る事を目的に実施する。

2. 研修の名称

介護員養成研修

3. 法人の名称・住所

社会福祉法人 高千穂町社会福祉協議会

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 750 番地 7

4. 指定番号

45054

5. 事業所の概要

名 称 社会福祉法人 高千穂町社会福祉協議会

住 所 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 750 番地 7

電 話 (0982) 72-3663

設 立 日 昭和29年7月27日

事 業 内 容 地域福祉事業、居宅介護支援事業、特定相談支援事業
給食サービス事業、ふれあいきいきサロン事業等

6. 研修カリキュラム

別表1 研修日程のとおり

7. 講義・演習室

高千穂町老人福祉館大広間

8. 実習施設

特別養護老人ホーム、通所介護事業所、訪問介護事業所、認知症対応型共同生活介護等

9. 講義を通信の方法で行う地域

講義演習に通学可能な地域

10. 講師プロフィール

(氏 名) (現 職 / 資 格)

橋本 墓 (特養雲居都荘介護職員兼介護支援専門員／介護福祉士、介護支援専門員)

興梠 公子 (特養雲居都荘介護職員／介護福祉士)

馬崎 玲子 (特養雲居都荘介護職員／介護福祉士、介護支援専門員)

押方 久美子 (地域包括支援センター介護支援専門員／保健師、介護支援専門員)

橋本 留美 (地域包括支援センター／管理栄養士)

橋本 敏幸 (通所介護事業所皇寿の里／介護福祉士)

甲斐 寿子 (通所介護事業所皇寿の里／介護福祉士)

永野 悟 (社協事務局長／介護福祉士)

木下留美子 (社協地域福祉係長／介護福祉士)

藤田 千恵（社協主任介護支援専門員／介護支援専門員、介護福祉士）
佐藤 博美（養護老人ホームときわ園事務長／介護福祉士、介護支援専門員）
安在 静代（グループホーム鶴鶴施設長／介護福祉士）

11. 使用テキスト

介護職員初任者研修テキスト 第3版 全2巻 中央法規出版（株）

12. 研修修了の認定方法

研修カリキュラムの全てを受講し、添削課題の評価基準を満たした受講生に修了試験（筆記試験）を行い、合格基準（100点満点で70点以上）に達した場合修了認定する。合格基準に満たない場合は、補講のうえ再試験を実施する。

13. 添削指導及び面接指導の方法

添削指導は自宅学習により行う。提出は配付日の次の講義の時とし、添削課題の合格基準（100点満点で70点以上）に達した場合修了認定する。合格基準に満たない場合は、再学習のうえ再提出とする。

14. 研修欠席者等に対する補講の方法

受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかったときは、講師と日程調整のうえ補講を実施する。

15. 受講要件

原則高千穂町に住所を有する者及び町内の事業所に勤務する者。

16. 募集方法

高千穂町社会福祉協議会及び高千穂町役場福祉保険課、高千穂町保健福祉総合センターげんき荘内に掲示するとともに、社会福祉協議会ホームページ、また防災行政無線等を使い募集する。

17. 受講手続

高千穂町社会福祉協議会及び福祉保険課、げんき荘等に備えてある受講申込書により申し込む。

18. 受講料、実習費、補講、修了証明書の再発行に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその支払方法

町内の人15,000円、町外の人16,000円（受講料、教材費含む）を開講日までに受講申込書提出とともに納入する。再試験及び補講に係る費用は徴収しないが、修了証明書再発行については、500円を徴収するものとする。

19. 解約条件及び返金の有無

受講者から申し出があった場合、また研修の運営に支障が生じる受講態度や、費用の納入がない場合には解約とする。納入済の費用については返金しない。

20. 受講中の事故等への対応

高千穂町社会福祉協議会が加入する傷害保険により対応する。

21. 個人情報の取扱い

受講者等に関する個人情報は高千穂町社会福祉協議会が定める個人情報保護規程に基づき取り扱う。

22. 修了証明書再発行の方法

再発行の依頼を受けたときは、本人または本人から依頼を受けた者であるかを確認するとともに、速やかに発行するものとし、再発行にかかる費用と引きかえに渡す。

23. 情報の開示を行うホームページ URL <https://takahuku.or.jp>

24. 研修責任者の役職・氏名・連絡先

会長 佐藤 秋浩

高千穂町社会福祉協議会 (0982) 72-3663

25. 研修担当者の役職・氏名・連絡先

事務局 新名 由佳

高千穂町社会福祉協議会 (0982) 72-3663

26. 法人の苦情対応者の役職・氏名・連絡先

事務局長 永野 悟

高千穂町社会福祉協議会 (0982) 72-3663

27. 事業所の苦情対応者の役職・氏名・連絡先

同 上

28. その他研修に関する必要事項

高千穂町社会福祉協議会会長がこれを定める。

附則

この学則は、平成29年10月2日から施行する。

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

この学則は、令和元年8月1日から施行する。

この学則は、令和2年8月1日から施行する。

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

この学則は、令和4年7月1日から施行する。

この学則は、令和5年6月1日から施行する。

この学則は、令和6年6月1日から施行する。

この学則は、令和7年6月1日から施行する。